

## 大分県原子力災害対策実施要領 新旧対照表

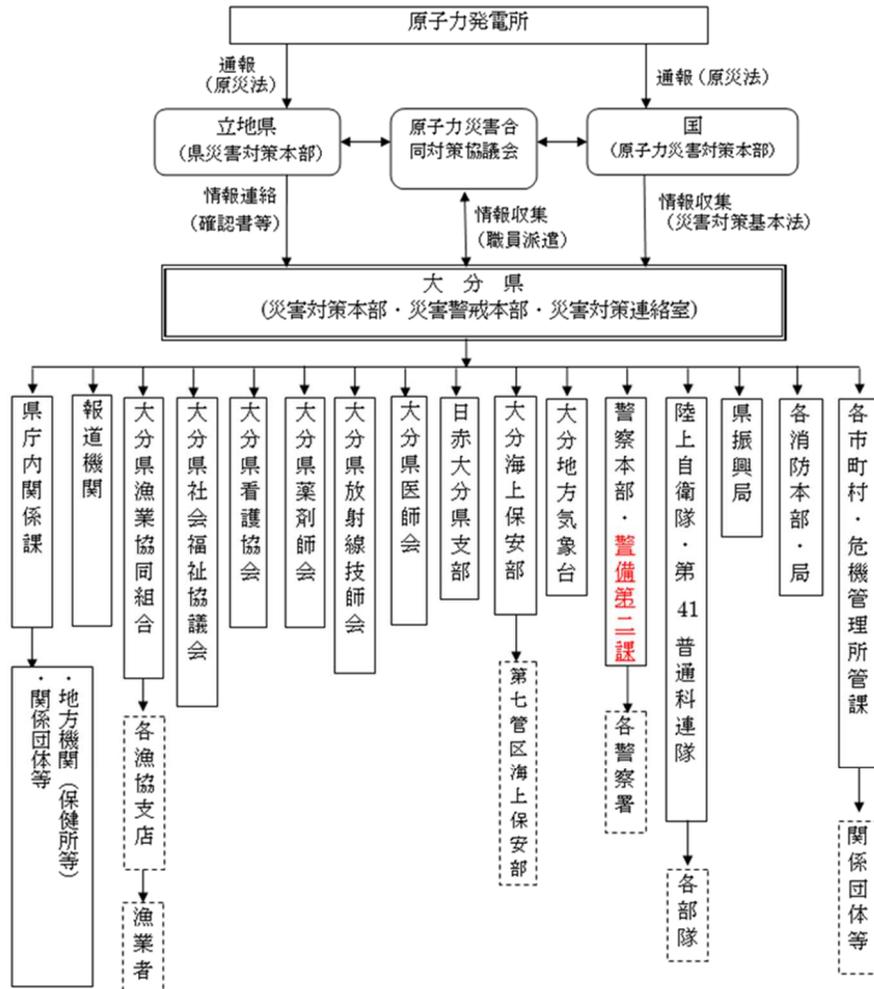
旧	新
<p>はじめに～実施要領作成の趣旨～ (略)</p> <p>3 対策指針においては、原子力施設から概ね30km圏域内を、原子力災害対策を重点的に実施する区域としている。本県は、最寄りの原子力発電所（伊方発電所）から最短で約45kmにあり、この区域外であるが、<b>重点区域</b>に準じた対策の考え方を基本に、平成27年3月に国が示したUPZ外の防護対策の方針も考慮して、本県の対策のあり方や手順を実施要領として定めた。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>令和2年1月</b></p> <p style="text-align: center;">大分県生活環境部防災局危機管理室</p> <p>(略)</p> <p>第1章 原子力災害時の情報伝達・広報活動 (略)</p> <p>I 災害対応活動体制設置前の情報収集・伝達 (略)</p> <p>1 A区分の事象（労働災害等を除く）が発生した場合 (略)</p>	<p>はじめに～実施要領作成の趣旨～ (略)</p> <p>3 対策指針においては、原子力施設から概ね30km圏域内を、原子力災害対策を重点的に実施する区域としている。本県は、最寄りの原子力発電所（伊方発電所）から最短で約45kmにあり、この区域外であるが、<b>原子力災害対策重点区域</b>に準じた対策の考え方を基本に、平成27年3月に国が示したUPZ外の防護対策の方針も考慮して、本県の対策のあり方や手順を実施要領として定めた。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>令和2年12月</b></p> <p style="text-align: center;">大分県生活環境部防災局危機管理室</p> <p>(略)</p> <p>第1章 原子力災害時の情報伝達・広報活動 (略)</p> <p>I 災害対応活動体制設置前の情報収集・伝達 (略)</p> <p>1 A区分の事象（労働災害等を除く）が発生した場合 (略)</p>

旧			新		
原発災害時連絡先一覧（庁内関係課、その他防災関係機関）			原発災害時連絡先一覧（庁内関係課、その他防災関係機関）		
	機関名	FAX番号		機関名	FAX番号
1	行政企画課	097-506-1712	1	行政企画課	097-506-1712
2	政策企画課	097-506-1722	2	政策企画課	097-506-1722
3	広報広聴課	097-506-1726	3	広報広聴課	097-506-1726
4	福祉保健企画課	097-506-1732	4	福祉保健企画課	097-506-1732
5	生活環境企画課	097-506-1741	5	生活環境企画課	097-506-1741
6	商工観光労働企画課	097-506-1752	6	商工観光労働企画課	097-506-1752
7	農林水産企画課	097-506-1757	7	農林水産企画課	097-506-1757
8	土木建築企画課	097-506-1770	8	土木建築企画課	097-506-1770
9	会計課	097-506-1782	9	会計課	097-506-1782
10	環境保全課	097-506-1747	10	環境保全課	097-506-1747
11	食品・生活衛生課	097-506-1743	11	食品・生活衛生課	097-506-1743
12	私学振興・青少年課	097-506-1745	12	私学振興・青少年課	097-506-1745
13	健康づくり支援課	097-506-1735	13	健康づくり支援課	097-506-1735
14	医療政策課	097-506-1734	14	医療政策課	097-506-1734
15	薬務室	097-506-1828	15	薬務室	097-506-1828
16	工業振興課	097-506-1753	16	工業振興課	097-506-1753
17	おおいたブランド推進課	097-506-1761	17	おおいたブランド推進課	097-506-1761
18	漁業管理課	097-506-1767	18	漁業管理課	097-506-1767
19	議会事務局 総務課	097-506-1785	19	議会事務局 総務課	097-506-1785
20	企業局 総務課	097-532-5523	20	企業局 総務課	097-532-5523
21	病院局 総務経営課	097-546-0725	21	病院局 総務経営課	097-546-0725
22	教育庁 教育改革・企画課	097-506-1791	22	教育庁 教育改革・企画課	097-506-1791
23	県警察本部 警備第二課	097-536-3223	23	県警察本部 警備運用課	097-536-3223
24	大分地方気象台 防災管理官	097-536-4749	24	大分地方気象台 防災管理官	097-536-4749
25	大分地方気象台 観測予報管理官	097-536-0091	25	大分地方気象台 観測予報管理官	097-536-0091
			26	福岡管区気象台 予報課	092-771-2886
26	大分海上保安部	097-521-0220	27	大分海上保安部	097-521-0220
27	日本赤十字社大分県支部	097-533-6795	28	日本赤十字社大分県支部	097-533-6795
28	大分県医師会	097-537-4764	29	大分県医師会	097-537-4764
29	大分県放射線技師会	097-574-7715	30	大分県放射線技師会	097-574-7715
30	大分県薬剤師会	097-544-1051	31	大分県薬剤師会	097-544-1051
31	大分県看護協会	097-545-3751	32	大分県看護協会	097-545-3751
32	大分県社会福祉協議会	097-558-1635	33	大分県社会福祉協議会	097-558-1635
33	大分県漁業協同組合	097-537-1711	34	大分県漁業協同組合	097-537-1711
34	宮崎県総務部危機管理局危機管理課	0985-26-7304	35	宮崎県総務部危機管理局危機管理課	0985-26-7304
35	宮崎県災害監視室	0985-26-7825	36	宮崎県災害監視室	0985-26-7825

旧

II 災害対応活動体制設置後の情報収集・伝達  
(略)

■情報連絡系統



原災法：「原子力災害対策特別措置法」

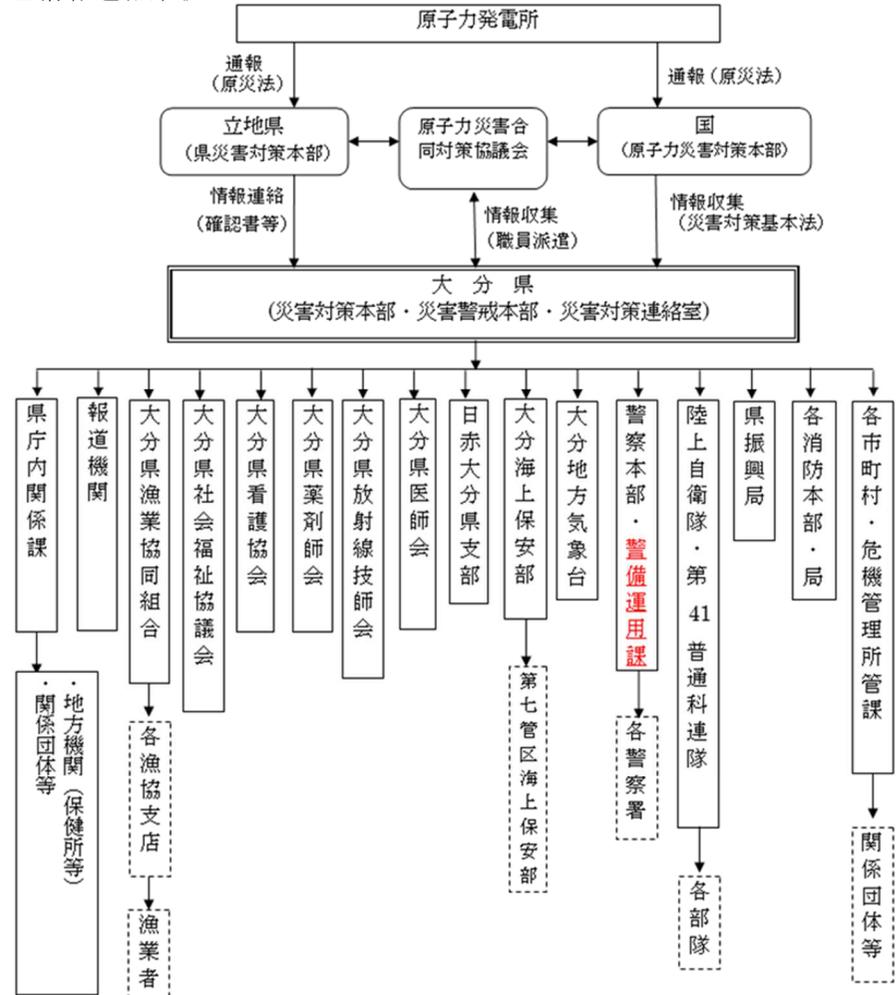
確認書等：「愛媛県と大分県との確認事項について」等

- ・情報伝達する県庁各課と連絡先は、別途、資料編のとおり。
- ・県庁各課は、速やかに所管する地方機関に伝達するとともに、必要に応じて関係団体に対して情報提供を行う。

新

II 災害対応活動体制設置後の情報収集・伝達  
(略)

■情報連絡系統



原災法：「原子力災害対策特別措置法」

確認書等：「愛媛県と大分県との確認事項について」等

- ・情報伝達する県庁各課と連絡先は、別途、資料編のとおり。
- ・県庁各課は、速やかに所管する地方機関に伝達するとともに、必要に応じて関係団体に対して情報提供を行う。

旧

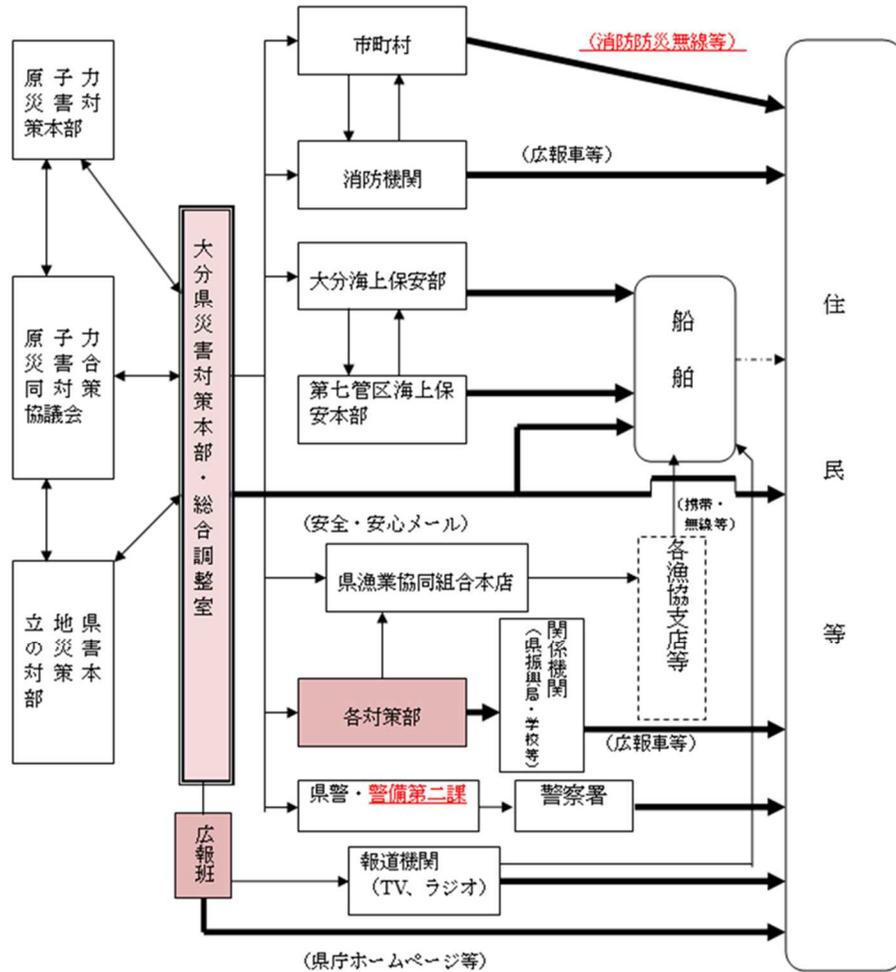
新

(略)

Ⅲ 住民等への情報伝達・広報活動

1 住民等への情報伝達・広報系統図

(1) 原子力災害発生時に、緊急事態応急対策として住民等が実施すべき事項等の住民への情報伝達と広報活動は、次の系統図により行う。

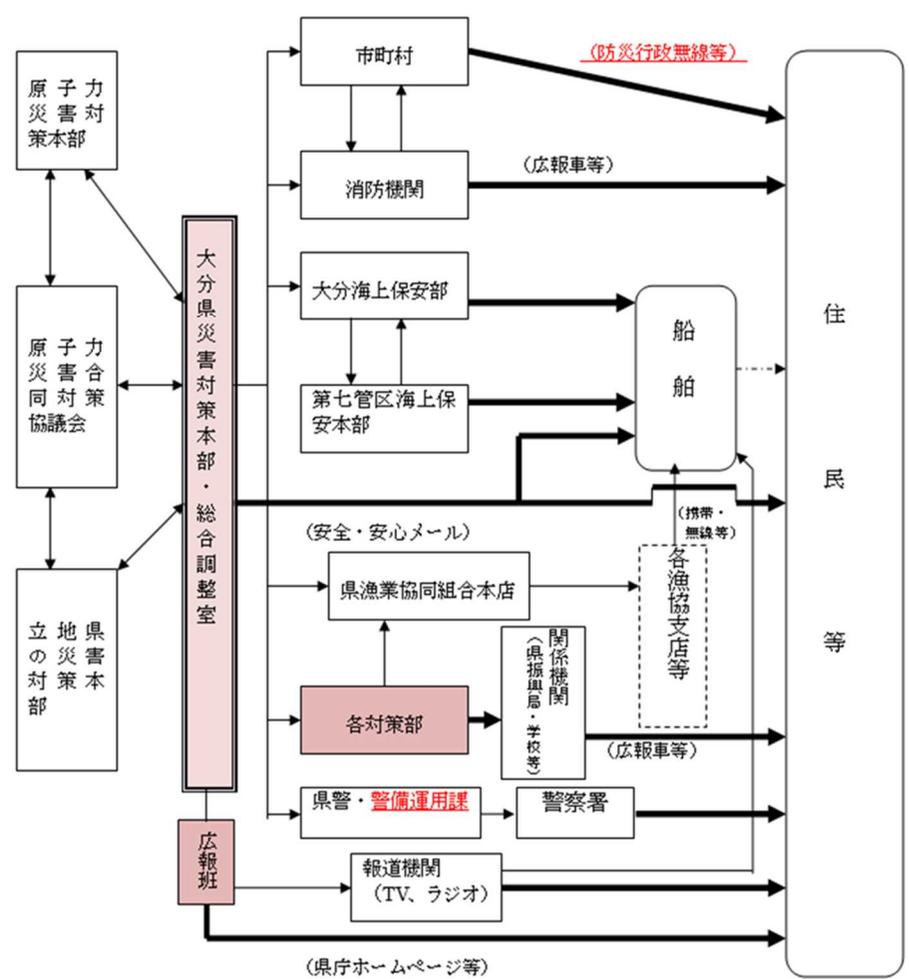


(略)

Ⅲ 住民等への情報伝達・広報活動

1 住民等への情報伝達・広報系統図

(1) 原子力災害発生時に、緊急事態応急対策として住民等が実施すべき事項等の住民への情報伝達と広報活動は、次の系統図により行う。



旧	新
<p>(略)</p> <p>5 広報文例</p> <p>(略)</p> <p>○災害対策本部等設置時【フェーズ2～3】  こちらは、〇〇市（自治体名）です。</p> <p>〇〇市では、〇〇電力××原子力発電所の事故に関して、災害対策本部を設置し、詳しい情報の収集や対応を行っています。</p> <p>(事故状況の概要をお知らせ)</p> <p>また県内5ヶ所に設置しているモニタリングポストの測定値は通常の範囲内にあります。</p> <p>引き続き、住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありませんが、無用な外出は控え、落ち着いて今後の行政からのお知らせや、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意してください。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>なお、今後は、定期的に事故の状況などをお知らせすることとし、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。</p> <p>(以上繰り返し)</p> <p>以上、〇〇市からのお知らせでした。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 屋内退避、一時移転・避難</p> <p>I 防護対策の基本的考え方</p> <p>1 はじめに</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 広報文例</p> <p>(略)</p> <p>○災害対策本部等設置時【フェーズ2～3】  こちらは、〇〇市（自治体名）です。</p> <p>〇〇市では、〇〇電力××原子力発電所の事故に関して、災害対策本部を設置し、詳しい情報の収集や対応を行っています。</p> <p>(事故状況の概要をお知らせ)</p> <p>また県内5ヶ所に設置しているモニタリングポストの測定値は通常の範囲内にあります。</p> <p>引き続き、住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありませんが、無用な外出は控え、落ち着いて今後の行政からのお知らせや、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意してください。</p> <p><u>また、万が一の避難に備えて災害時に準じて非常時持出品（①現金 ②クレジットカード ③預金通帳 ④印鑑 ⑤携帯ラジオ ⑥懐中電灯・予備電池 ⑦携帯電話・充電器 ⑧運転免許証・健康保険証 ⑨常備薬 ⑩非常食・飲料水 ⑪着替え（2、3日分） ⑫お薬手帳の写し ⑬赤ちゃんのいる家庭ではミルク等 ⑭感染症流行下では、マスク、体温計、消毒液 ⑮その他（雨具、洗面具、タオル、筆記具など））を準備してください。</u></p> <p>なお、今後は、定期的に事故の状況などをお知らせすることとし、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。</p> <p>(以上繰り返し)</p> <p>以上、〇〇市からのお知らせでした。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 屋内退避、一時移転・避難</p> <p>I 防護対策の基本的考え方</p> <p>1 はじめに</p> <p>(略)</p>

旧	新
<p>本県は、国が示す<u>重点対策区域</u>（原発から半径30km）外にあるが、万一の事故の際に、大規模な放射性物質の放出があった場合は、この圏外であっても、プルーム（放射性物質を含んだ空気の一団）が通過する際に、一時的に放射線量が上がることが想定される。</p> <p>このような事態での防護対策としては、屋内退避が重要と考えられるが、国としても、平成27年3月に示した「UPZ外の防護対策について」の中で、30km圏外の地域におけるプルーム対策としては、原則として原子力規制委員会の指示により屋内退避で対応する方針を示した。</p> <p>こうしたことを踏まえ、本県における緊急時の防護措置として、プルーム通過時の対策を中心に、屋内退避等の<u>重点対策区域</u>に準じた対策の手順を定めることとする。</p> <p>（略）</p> <p>Ⅲ 屋内退避</p> <p>（略）</p> <p>・UPZ圏域外にある本県においては、放射性プルームの通過による外部被ばく及び内部被ばくからの防護を目的とするため、屋内退避を主要な防護対策として実施する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>1 屋内退避の住民への指示と関係機関への伝達</p> <p>（1）屋内退避の事前周知</p> <p>（略）</p> <p>&lt;非常時持出品&gt;</p> <p>①現金 ②クレジットカード ③預金通帳 ④印鑑 ⑤携帯ラジオ  ⑥懐中電灯・予備電池 ⑦携帯電話・充電器 ⑧運転免許証・健康保険証  ⑨常備薬 ⑩非常食・飲料水 ⑪着替え（2、3日分） _____ ⑫赤ちゃんのいる家庭ではミルク等 _____ ⑬  その他（雨具、洗面具、タオル、筆記具など）</p>	<p>本県は、国が示す<u>原子力災害対策重点区域</u>（原発から半径30km）外にあるが、万一の事故の際に、大規模な放射性物質の放出があった場合は、この圏外であっても、プルーム（放射性物質を含んだ空気の一団）が通過する際に、一時的に放射線量が上がることが想定される。</p> <p>このような事態での防護対策としては、屋内退避が重要と考えられるが、国としても、平成27年3月に示した「UPZ外の防護対策について」の中で、30km圏外の地域におけるプルーム対策としては、原則として原子力規制委員会の指示により屋内退避で対応する方針を示した。</p> <p>こうしたことを踏まえ、本県における緊急時の防護措置として、プルーム通過時の対策を中心に、屋内退避等の<u>原子力災害対策重点区域</u>に準じた対策の手順を定めることとする。</p> <p>（略）</p> <p>Ⅲ 屋内退避</p> <p>（略）</p> <p>・UPZ圏域外にある本県においては、放射性プルームの通過による外部被ばく及び内部被ばくからの防護を目的とするため、屋内退避を主要な防護対策として実施する。</p> <p><u>・感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わない。また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することし、これが困難な場合は、近隣の別の指定避難場所等へ避難する。</u></p> <p>1 屋内退避の住民への指示と関係機関への伝達</p> <p>（1）屋内退避の事前周知</p> <p>（略）</p> <p>&lt;非常時持出品&gt;</p> <p>①現金 ②クレジットカード ③預金通帳 ④印鑑 ⑤携帯ラジオ  ⑥懐中電灯・予備電池 ⑦携帯電話・充電器 ⑧運転免許証・健康保険証 ⑨常備薬 ⑩非常食・飲料水 ⑪着替え（2、3日分） ⑫お薬手帳の写し⑬赤ちゃんのいる家庭ではミルク等 ⑭感染症流行下では、マスク、体温計、消毒液 ⑮その他（雨具、洗面具、タオル、筆記具など）</p>

旧	新
<p>(略)</p> <p>IV 一時移転・避難</p> <p>(略)</p> <p>2 住民の一時移転・避難体制</p> <p>(1) 避難所の確保</p> <p>(略)</p> <p>②住民避難（「避難には、一時移転を含む」以下、同じ。）の基本的な考え方 避難先選定の基本的な考え方は次のとおり。</p> <p>ア 住民が被ばくしないよう安全な避難を行うため、発電所から遠ざかる方向に避難することを原則とし、<u>風向き等気象予測情報や SPEEDI 情報</u>などに基づき、放射性物質の拡散の可能性の低い方向への避難を検討する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第4章 緊急被ばく医療措置</p> <p>I 安定ヨウ素剤の配布・服用</p> <p>(略)</p> <p>3 安定ヨウ素剤の配布体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤及び資材の備蓄及び搬送</p> <p>(略)</p> <p>④安定ヨウ素剤の更新</p> <p>・安定ヨウ素剤の服用有効期限は <u>3年間</u>となっており、県（薬務室）は計画的に更新を行う。</p> <p>4 住民への配布・服用の手順</p>	<p>(略)</p> <p>IV 一時移転・避難</p> <p>(略)</p> <p>2 住民の一時移転・避難体制</p> <p>(1) 避難所の確保</p> <p>(略)</p> <p>②住民避難（「避難には、一時移転を含む」以下、同じ。）の基本的な考え方 避難先選定の基本的な考え方は次のとおり。</p> <p>ア 住民が被ばくしないよう安全な避難を行うため、発電所から遠ざかる方向に避難することを原則とし、<u>緊急時モニタリング結果</u>などに基づき、放射性物質の拡散の可能性の低い方向への避難を検討する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 感染症流行下での避難等</u></p> <p><u>・避難等の過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p> <p><u>・原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難場所等の確保の状況など、その時々状況に応じて、車両や避難場所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4章 緊急被ばく医療措置</p> <p>I 安定ヨウ素剤の配布・服用</p> <p>(略)</p> <p>3 安定ヨウ素剤の配布体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤及び資材の備蓄及び搬送</p> <p>(略)</p> <p>④安定ヨウ素剤の更新</p> <p>・安定ヨウ素剤の服用有効期限は <u>丸剤が5年間、粉末剤が3年間</u>となっており、県（薬務室）は計画的に更新を行う。</p> <p>4 住民への配布・服用の手順</p>

旧	新
<p>(略)</p> <p>(1) 服用の対象者</p> <p>(略)</p> <p><u>②40 才以上の者で安定ヨウ素剤服用に係る年齢と副作用リスクとの関係を理解した上で服用を希望する者については、服用を可能とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 配布のための手続き</p> <p>原則として、医師の立会いのもとで行う。 _____</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>5 防災業務従事者への配布・服用</p> <p>(略)</p> <p>(1) 服用の対象者</p> <p>(略)</p> <p><u>②40 才以上の者で安定ヨウ素剤服用に係る年齢と副作用リスクとの関係を理解した上で服用を希望する者については、服用を可能とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>II 緊急被ばく医療活動</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所等での対応</p> <p>(略)</p> <p>2-2 避難退域時検査及び簡易除染の実施</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 服用の対象者</p> <p>(略)</p> <p><u>②40 才以上の者で服用を希望する場合、安定ヨウ素剤服用の効果と副作用リスクを説明し理解した上で、服用を可能とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 配布のための手続き</p> <p>原則として、医師の立会いのもとで行う。<u>ただし、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求めるなど状況に応じて適切な方法により配布及び服用を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 防災業務従事者への配布・服用</p> <p>(略)</p> <p>(1) 服用の対象者</p> <p>(略)</p> <p><u>②40 才以上の者で服用を希望する場合、安定ヨウ素剤服用の効果と副作用リスクを説明し理解した上で、服用を可能とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>II 緊急被ばく医療活動</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所等での対応</p> <p>(略)</p> <p>2-2 避難退域時検査及び簡易除染の実施</p> <p>(略)</p>

旧

検査記録票の例

避難退域時検査結果記録票(ゲート型モニタ)

※太線枠内にご記入ください

検査日時	令和 年 月 日		
氏名		性別	男・女
現住所			
生年月日	M・T・S・H・R 年 月 日	年齢	歳
負傷	<input type="checkbox"/> 要緊急処置 <input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 無   (   )		
病気(妊娠)	<input type="checkbox"/> 要緊急処置 <input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 処置を要しない		
ゲート型モニタ検査			
検査結果(全身)		汚染がない場合は「○」、汚染がある可能性がある場合は「×」を記入。 「×」の場合、確認検査の欄は「要」をチェック、「○」の場合は、確認検査の欄は「不要」をチェックする。	
印			
確認検査	要 ・ 不要		

※確認検査「不要」の方は、この用紙をもらい終了です、「要」の方は、確認検査場へ移動してください。

確認検査	簡易除染後確認検査(1回目)	(2回目)	
			40kcpm以下の場合 は全身図に大きく「○」、40kcpm 以上の場合その 部位に「×」、2回 目の除染後も 40kcpm以上の場 合は、部位と値を 記入

※2回目の除染後も汚染箇所がある場合は、汚染部位を保護し、緊急被ばく医療機関へ移動

※40kcpm以下の確認が出来た場合、通過証明に確認印をもらい終了です。

避難退域時検査済通過証明	
統括者確認済印	印

上記の者が避難退域時検査場を通過したことを証明する。

新

検査記録票の例

避難退域時検査結果記録票(ゲート型モニタ)

※太線枠内にご記入ください

検査日時	令和 年 月 日		
氏名		性別	男・女
現住所			
生年月日	M・T・S・H・R 年 月 日	年齢	歳
負傷	<input type="checkbox"/> 要緊急処置 <input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 無   (   )		
病気(妊娠)	<input type="checkbox"/> 要緊急処置 <input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 処置を要しない		
ゲート型モニタ検査			
検査結果(全身)		汚染がない場合は「○」、汚染がある可能性がある場合は「×」を記入。 「×」の場合、確認検査の欄は「要」をチェック、「○」の場合は、確認検査の欄は「不要」をチェックする。 <u>確認検査が「要」の場合、検査はサーベイメータで実施する。</u>	
印			
確認検査	要 ・ 不要		

※確認検査「不要」の方は、この用紙をもらい終了です、「要」の方は、確認検査場へ移動してください。

確認検査	簡易除染後確認検査(1回目)	(2回目)	
			40kcpm以下の場合 は全身図に大きく「○」、40kcpm 以上の場合その 部位に「×」、2回 目の除染後も 40kcpm以上の場 合は、部位と値を 記入

※2回目の除染後も汚染箇所がある場合は、汚染部位を保護し、緊急被ばく医療機関へ移動

※40kcpm以下の確認が出来た場合、通過証明に確認印をもらい終了です。

避難退域時検査済通過証明	
統括者確認済印	印

上記の者が避難退域時検査場を通過したことを証明する。

旧	新
<p>2-3 問診及び説明 (略) (3) ポケット線量計の記録保存 問診終了後、問診者は所属、氏名、作業開始時刻、作業終了時刻、作業内容及び被ばく線量等を記録し、福祉保健医療部・福祉保健衛生班に報告する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2-3 問診及び説明 (略) (3) ポケット線量計の記録保存 問診終了後、問診者は所属、氏名、作業開始時刻、作業終了時刻、作業内容及び被ばく線量等を記録し、福祉保健医療部・福祉保健衛生班に報告する。</p> <p><u>(4) 問診票の保管</u> <u>問診終了後、問診票は避難所運営の責任者が保管する。</u></p>

旧									
問診票の例									
<b>問診票</b>		問診日		場 所		担当者			
		令和 年 月 日							
基本的な状況	氏名 性別	男・女		生年月日	M・T・S・H・R 年 月 日 歳				
	住所			連絡先					
	情報源、把握の契機／相談者がいる場合、本人との関係・連絡先								
	被災の状況								
身体的・精神的な症状	既往歴		現在治療中の病気		内服薬、医療器材・器具		医療機関		
	現在の状態(自覚症状)				具体的自覚症状(参考) 頭痛/不眠/倦怠感/吐き気/めまい/動悸/息切れ/関節痛/目の症状/咳/痰/食欲減衰/空虚感/決断力低下/焦燥感/ゆううつ/悲哀感				
日常生活の状況	食事		移動		着脱		排泄		意思疎通
	保清		その他						
	自立		一部介助		全介助		備考		
	備考								
個別相談活動	相談内容			指導内容					

新									
問診票の例									
氏名、性別、生年月日、住所、連絡先の記述をお願いします。									
<b>問診票</b>		問診日		場 所		担当者			
		令和 年 月 日							
基本的な状況	氏名 性別	男・女		生年月日	M・T・S・H・R 年 月 日 歳				
	住所			連絡先					
	情報源、把握の契機／相談者がいる場合、本人との関係・連絡先								
	被災の状況								
身体的・精神的な症状	既往歴		現在治療中の病気		内服薬、医療器材・器具		医療機関		
	現在の状態(自覚症状)				確認事項 <input type="checkbox"/> 避難時に雨に濡れた。 <input type="checkbox"/> 放射線治療(アイトープ治療・検査を含む)を受けている。 <input type="checkbox"/> 甲状腺の病気がある。 <input type="checkbox"/> ヨウ素アレルギーがある。				
詳細な問診の必要性					必要なし(待機・休憩)				
問 診 内 容									
体調気分不良				精神状態不良			怪我等		
①頭痛・頭重 ②めまい ③吐き気 ④動悸・息切れ ⑤寒気 ⑥倦怠感 ⑦食欲不振 ⑧その他 ( )				①過度の不安感 ②過度の興奮状態 ③その他 ( )			①怪我 ②関節痛・腰痛 ③その他 ( )		
本人の特別な訴え等									
処置等		①経過観察		②受診・処置		③緊急搬送等			



旧

新

(略)

(新設)

(略)

原子力災害発生時における避難先候補施設 集計表(感染症流行下)

( )はコンクリート造(RC・SRCを含む)

令和2年6月1日時点

市町村名	屋内受入 箇所数	屋内面積 (㎡)	屋内収容 可能人数	参考		
				屋外受入 箇所数	屋外面積 (㎡)	屋外収容 可能人数
大分市	7 (7)	6,288 (6,288)	1,570 (1,570)	0	0	0
別府市	14 (13)	5,875 (5,308)	1,463 (1,322)	9	15,388	3,843
中津市	36 (29)	22,698 (18,112)	5,664 (4,519)	32	315,578	78,881
日田市	1 (1)	5,996 (5,996)	1,499 (1,499)	1	19,524	4,881
佐伯市	4 (4)	4,820 (4,820)	1,205 (1,205)	0	0	0
臼杵市	3 (3)	6,128 (6,128)	1,531 (1,531)	3	9,430	2,357
津久見市	9 (9)	14,399 (14,399)	3,597 (3,597)	1	21,338	5,334
竹田市	3 (1)	2,320 (1,500)	580 (375)	1	3,000	750
豊後高田市	23 (17)	19,893 (18,118)	4,964 (4,523)	8	25,904	6,474
杵築市	50 (36)	81,451 (77,392)	20,348 (19,337)	40	220,164	55,655
宇佐市	23 (13)	8,710 (7,410)	2,171 (1,850)	18	38,429	9,601
豊後大野市	10 (10)	5,300 (5,300)	1,322 (1,322)	9	96,297	24,070
由布市	31 (28)	60,895 (58,555)	15,219 (14,635)	23	141,791	35,441
国東市	6 (6)	8,992 (8,992)	2,246 (2,246)	6	24,333	6,082
姫島村	17 (6)	2,642 (1,799)	654 (446)	2	33,340	8,334
日出町	10 (10)	10,597 (10,597)	2,647 (2,647)	10	176,267	44,063
九重町	11 (11)	4,916 (4,916)	1,225 (1,225)	11	78,400	19,600
玖珠町	8 (8)	6,782 (6,782)	1,693 (1,693)	8	17,479	4,366
大分県 計	266 (212)	278,702 (262,412)	69,598 (65,542)	182	1,236,662	309,732

《集計条件》

- ・収容可能人数は、避難先候補施設の面積（有効面積を把握している施設は有効面積）を基に、1人あたり4㎡として計算
- ・避難経由所となり得る避難施設の屋外部分についても、参考として1人4㎡として屋外受入人数を計算

(略)

(略)